

第5章 業務継続のための平時での取組み

第1節 必要人数の確保

大規模地震が発生した場合、被害情報の収集やそれに基づく迅速な災害応急対策を実施するためには、人員の確保が最重要となる。特に勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集及び初動体制の確保が課題となるため、現状、課題及び取組みについて整理を行う。

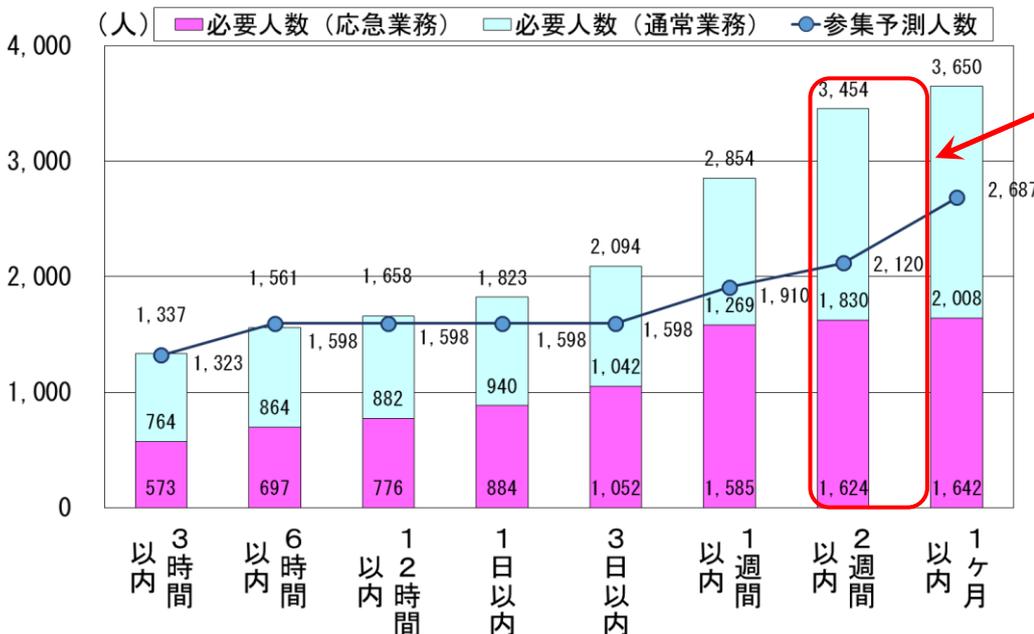
(1) 現 状

- ✓ 大規模地震に伴う応急業務の発生により、地震発生12時間後から非常時優先業務実施に必要な人数に対して、職員数が不足することが懸念される。
- ✓ 職員やその家族の被災により、参集困難となる職員がいることが懸念される。
- ✓ 職員の安否確認は、緊急連絡網により携帯メールを用いて実施する。
- ✓ 輻輳による携帯電話の通話規制は1～2日間継続する。
- ✓ 大規模地震時においては、被災者へのニーズ対応や専門性が求められる対応など、職員のみでは網羅できない対応も想定される。

表 職員参集予測と非常時優先業務の必要人数の比較(市全体)

| | 3時間以内 | 6時間以内 | 12時間以内 | 1日以内 | 3日以内 | 1週間以内 | 2週間以内 | 1ヶ月以内 |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 参集予測人数 | 1,323 | 1,598 | 1,598 | 1,598 | 1,598 | 1,910 | 2,120 | 2,687 |
| 必要人数 | 1,337 | 1,561 | 1,658 | 1,823 | 2,094 | 2,854 | 3,454 | 3,650 |
| 差 | -14 | 37 | -60 | -225 | -496 | -944 | -1,334 | -963 |

※参集予測人数は、平成28年1月現在の職員情報をもとに算出



参集予測人数：2,120人
 必要人数：3,454人
 ⇒最大約1,330人の不足

大津市業務継続計画【本編】

第5章 業務継続のための平時での取組み 第1節 必要人数の確保

表 職員参集予測と非常時優先業務の必要人数の比較(部局別)

| 部局名 | 人数 | 3時間 以内 | 6時間 以内 | 12時間 以内 | 1日 以内 | 3日 以内 | 1週間 以内 | 2週間 以内 | 1ヶ月 以内 |
|-------------|--------|-----------|-----------|------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 政策 調整部 | 参集予測人数 | 22 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 40 | 50 |
| | 必要人数 | 23 | 24 | 38 | 39 | 44 | 48 | 48 | 48 |
| | 差 | -1 | 5 | -9 | -10 | -15 | -12 | -8 | 2 |
| 総務部 | 参集予測人数 | 73 | 95 | 95 | 95 | 95 | 115 | 128 | 162 |
| | 必要人数 | 53 | 56 | 60 | 71 | 121 | 352 | 411 | 448 |
| | 差 | 20 | 39 | 35 | 24 | -26 | -237 | -283 | -286 |
| 市民部 | 参集予測人数 | 123 | 136 | 136 | 136 | 136 | 159 | 177 | 224 |
| | 必要人数 | 231 | 278 | 285 | 286 | 289 | 379 | 412 | 428 |
| | 差 | -108 | -142 | -149 | -150 | -153 | -220 | -235 | -204 |
| 福祉 子ども部 | 参集予測人数 | 232 | 287 | 287 | 287 | 287 | 342 | 380 | 482 |
| | 必要人数 | 10 | 11 | 13 | 38 | 43 | 93 | 515 | 530 |
| | 差 | 222 | 276 | 274 | 249 | 244 | 249 | -135 | -48 |
| 健康 保険部 | 参集予測人数 | 77 | 92 | 92 | 92 | 92 | 114 | 126 | 160 |
| | 必要人数 | 35 | 50 | 52 | 75 | 173 | 228 | 254 | 298 |
| | 差 | 42 | 42 | 40 | 17 | -81 | -114 | -128 | -138 |
| 産業 観光部 | 参集予測人数 | 23 | 26 | 26 | 26 | 26 | 33 | 37 | 47 |
| | 必要人数 | 23 | 24 | 25 | 34 | 39 | 49 | 52 | 54 |
| | 差 | 0 | 2 | 1 | -8 | -13 | -16 | -15 | -7 |
| 環境部 | 参集予測人数 | 37 | 46 | 46 | 46 | 46 | 60 | 67 | 85 |
| | 必要人数 | 21 | 24 | 27 | 49 | 109 | 206 | 212 | 219 |
| | 差 | 16 | 22 | 19 | -3 | -63 | -146 | -145 | -134 |
| 都市 計画部 | 参集予測人数 | 34 | 47 | 47 | 47 | 47 | 60 | 66 | 84 |
| | 必要人数 | 14 | 78 | 86 | 102 | 103 | 107 | 121 | 131 |
| | 差 | 20 | -31 | -39 | -55 | -56 | -47 | -55 | -47 |
| 建設部 | 参集予測人数 | 46 | 58 | 58 | 58 | 58 | 74 | 82 | 104 |
| | 必要人数 | 35 | 83 | 93 | 104 | 105 | 115 | 116 | 117 |
| | 差 | 11 | -25 | -35 | -46 | -47 | -41 | -34 | -13 |
| 市民病院 | 参集予測人数 | 345 | 383 | 383 | 383 | 383 | 424 | 471 | 597 |
| | 必要人数 | 509 | 515 | 517 | 527 | 534 | 543 | 557 | 579 |
| | 差 | -164 | -132 | -134 | -144 | -151 | -119 | -86 | 18 |
| 企業局 | 参集予測人数 | 116 | 141 | 141 | 141 | 141 | 177 | 196 | 248 |
| | 必要人数 | 112 | 142 | 182 | 204 | 225 | 355 | 389 | 419 |
| | 差 | 4 | -1 | -41 | -63 | -84 | -178 | -193 | -171 |
| 教育 委員会 | 参集予測人数 | 52 | 65 | 65 | 65 | 65 | 79 | 87 | 111 |
| | 必要人数 | 28 | 31 | 31 | 38 | 43 | 64 | 80 | 82 |
| | 差 | 24 | 34 | 34 | 27 | 22 | 15 | 7 | 29 |
| 消防局 | 参集予測人数 | 121 | 166 | 166 | 166 | 166 | 204 | 226 | 287 |
| | 必要人数 | 205 | 207 | 207 | 210 | 216 | 264 | 235 | 236 |
| | 差 | -84 | -41 | -41 | -44 | -50 | -60 | -9 | 51 |
| 議会局 | 参集予測人数 | 5 | 7 | 7 | 7 | 7 | 10 | 11 | 14 |
| | 必要人数 | 2 | 2 | 6 | 10 | 14 | 15 | 16 | 25 |
| | 差 | 3 | 5 | 1 | -3 | -7 | -5 | -5 | -11 |
| 災害対策 救助隊 | 参集予測人数 | 17 | 20 | 20 | 20 | 20 | 23 | 26 | 32 |
| | 必要人数 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 差 | -19 | -16 | -16 | -16 | -16 | -13 | -10 | -4 |
| 合計 | 参集予測人数 | 1,323 | 1,598 | 1,598 | 1,598 | 1,598 | 1,910 | 2,120 | 2,687 |
| | 必要人数 | 1,337 | 1,561 | 1,658 | 1,823 | 2,094 | 2,854 | 3,454 | 3,650 |
| | 差 | -14 | 37 | -60 | -225 | -496 | -944 | -1,334 | -963 |

(2) 課題と取組み

課題① 非常時優先業務の実施に必要な職員の不足

- ・応急業務の発生により、発災12時間後～1ヶ月以内の期間において、業務に必要な人数に対して職員数が不足することが見込まれており、最大で約1,330人不足すると想定される。

取組み1-① 全庁的な職員配備調整の実施

非常時優先業務を実施するにあたり、人員が著しく不足する部署については、災害対策本部を通じて積極的に他部署の応援を要請し、全庁的な職員配備の調整を実施する。

可能であれば、業務の専門性を考慮し、応援が必要な部署に以前所属していた職員を派遣する。

取組み1-② 他の自治体等からの応援の効果的な活用

他の自治体や自衛隊、ボランティア等の応援を迅速に受け入れ、効果的に活用できるよう、平成29年度に受援計画を策定する。

受援計画とは、市だけでは対応できない大規模災害時に避難所運営など支援を必要とする業務の受け入れに必要な体制などを事前に定め、他の自治体や関係機関など多方面からの支援を円滑に受け入れるために作成する計画である。

受援計画の策定にあたっては、支援を必要とする業務を迅速かつ効率的に対応するために、次の項目を整理する。

➤ 支援者の行う具体的業務内容

【非常時優先業務における具体的業務例】

- ・ 救援物資や食料、日用品等生活必需物資の輸送
- ・ 被害家屋調査
- ・ 災害廃棄物の受け入れ
- ・ 消防関連
- ・ 医療関連

- 支援者に求める具体的な職種、必要資格、経験等
- 情報収集・共有体制
- 正副の指揮命令系統者（責任者）・受援担当者
- 執務スペース
- 地図・資料、その他必要資機材
- 民間の受け入れの可否
- 協定の締結 など

取組み1-③ 嘱託職員・臨時職員、経験豊富なOB職員の活用

非常時優先業務に嘱託職員・臨時職員、経験豊富な再任用職員の活用を図る。

取組み1-④ 他の自治体等からの応援の受入れに関する協定の締結

大規模地震発生時に他の自治体等から応援を受け入れるために協定を締結しているが、非常時優先業務を実施するにあたり人員が著しく不足すると想定されているため、更なる協定を積極的に締結するとともに、発災後には協定を締結している自治体に対して職員派遣要請を迅速に行う。

特に、専門的な知識や技能が必要な業務がある部署については、他の自治体等との協定により専門的な知識や技能を有する人員の確保を図る。

表 職員応援に関して締結済みの協定(平成28年6月1日時点)

| 職員応援に関する協定名 | 協定締結自治体等 |
|--------------------------------|---|
| 義士親善友好都市間における災害応急活動の相互応援に関する協定 | 北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、新潟県新発田市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、東京都千代田区、東京都港区、東京都新宿区、東京都墨田区、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県野洲市、滋賀県大津市、兵庫県相生市、兵庫県豊岡市、兵庫県赤穂市、兵庫県加西市、兵庫県篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿市 |
| 災害時相互応援に関する協定 | 奈良市、鈴鹿市、伊賀市、大津市 |
| 滋賀県市長会災害相互応援協定 | 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市 |
| 東海道五十三次市区町災害時相互応援に関する協定 | 東京都品川区、東京都大田区、神奈川県大磯町、神奈川県箱根町、神奈川県横浜市、神奈川県小田原市、静岡県三島市、静岡県長泉市、静岡県藤枝市、静岡県袋井市、静岡県函南町、静岡県清水町、静岡県掛川市、愛知県豊明市、三重県桑名市、三重県亀山市、三重県鈴鹿市、滋賀県甲賀市、滋賀県湖南市、滋賀県草津市、滋賀県大津市 |
| 中核市災害相互応援協定 | 函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、豊田市、豊中市、大津市、高槻市、枚方市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 |

取組み1-⑤ 参集訓練の実施

職員参集訓練を実施し、大規模地震発生時でも瞬時に参集できるようにするとともに、職員の危機管理意識を高める。

取組み1-⑥ ボランティアの積極的な受入れ

ボランティアを積極的に受け入れ、避難所の運営等に活用することにより、非常時優先業務に従事する職員の確保を図る。

課題② 職員自身やその家族の被災により参集困難となる職員数の削減

- ・参集予測の前提条件として、居住地と参集先が一定距離以上の職員は参集不可能とし、また職員の一定割合が本人または家族の被災等により参集が不可能としている。特に本市の場合は、地域特性（琵琶湖の迂回）により参集距離が延長する傾向にある。
- ・本人や家族が被災しなかった場合でも、介護が必要な家族や乳幼児などを持つ職員の場合には参集が困難となる可能性がある。

取組み2 家庭での防災対策の実施

平常時から大規模地震発生時における職員やその家族の安全確保のため、自宅の耐震化や家具の転倒防止等を行うとともに、家族が3日間（できれば1週間）過ごせる備蓄品を準備するよう啓発する。

課題③ 参集した職員の健康維持

- ・災害直後から、応急業務の発生等により職員に心身共に負担が増加することが予想される。

取組み3 職員の健康管理

被災や非常時優先業務への従事等により、肉体的・精神的に過度の負担がかかるおそれがあるため、職員に対し、可能な限り定期的に休息をとれるよう配慮するなど、心のケアを含めた適切な健康管理を実施する。

課題④ 職員の安否確認

- ・携帯電話は、大規模地震発生時には通信回線の遮断や輻輳により利用できない可能性がある。

取組み4 職員の安否確認体制の確立

職員の安否確認方法について、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認体制の確立を図る。

第2節 執務環境の確保

1. 庁舎

(1) 現 状

- ✓ 災害対策本部を設置する本庁舎新館は新耐震基準を満たしているが、災害対策本部の代替施設となっている皇子山陸上競技場は新耐震基準を満たしていない。
- ✓ 本庁舎本館や別館、皇子山陸上競技場、小松市民センターなど、新耐震基準を満たしていない施設があり、大規模地震が発生した場合、利用困難となる可能性がある。
- ✓ 大津市地域防災計画に基づく防災拠点となる消防署、庁舎及び市民センター並びに医療救護活動拠点となる病院並びに避難所となる学校等については、安全性の判定作業に関する協定を締結している。
- ✓ 施設の応急危険度判定については、「応急危険度・被災度区分判定調査実施マニュアル」が整備されている。
- ✓ 施設の応急復旧については、「災害時本庁舎・市施設管理マニュアル」が整備されている。

(2) 課題と取組み

課題① 非常時優先業務を行う施設の確保

- ・非常時優先業務（災害対策本部設置候補場所を含む）を実施する施設の一部で新耐震基準を満たしていない施設があり、大規模地震発生時には利用困難となる可能性がある。

取組み1 利用可能な施設の把握及び代替施設への機能の移転

各庁舎の応急危険度判定及び応急復旧を迅速に実施し、利用可能な施設を把握するとともに、利用できなくなった施設の機能をどの施設に移転するか、代替となる施設を事前に設定する。

また、新耐震基準を満たしている施設が使用できない等の想定外の状況も想定し、新耐震基準を満たしている施設が使用不可となった場合の対応について以下のように定める。

表 代替施設設定の対応方針

| 状況 | 対応方針 |
|----------------------|---|
| 新耐震基準を満たす庁舎が使用できない場合 | 本市の所有している本庁舎以外の施設についても点検を行い、使用可能な施設を探す。 |
| 本市の所有の施設が全て使用できない場合 | 市内に存する国、県又は民間の施設が利用可能かどうかを当該施設管理者に対し要請する。 |
| さらに市内での対応が困難な場合 | 市外、県外での施設利用の検討が必要となるため、滋賀県が近畿圏の府県及び関西広域連合、並びに中部都市との間で締結している広域応援に関する協定に準ずる中で、滋賀県を通じて支援を得ていく。 |

<代替施設の特定>

表 使用不可となる施設と代替施設

| 使用不可となる施設 | 面積 |
|-----------|------------------------|
| 本館、別館 | 5,339.3 m ² |



| 代替施設 | 面積 |
|------------------|------------------------|
| 新館、明日都浜大津、スカイプラザ | 5,696.6 m ² |

新耐震基準を満たしていない市役所本館と別館が使用不可となった場合の各部局の代替施設の内訳は以下のとおりである。

表 市役所本館、別館の代替スペース

| 部署名 | 代替スペース | | 面積 (m ²) |
|--------|----------------|---|----------------------|
| 政策調整部 | 新館 | 7階 大会議室 (一部) | 145.1 |
| 総務部 | 新館 | 7階 大会議室 (一部)、272 会議室 | 395.2 |
| | | 6階 監査室、代表監査委員室 | |
| | | 5階 251・252・253 会議室 | |
| | 明日都浜大津 | 1階 会議室1、小会議室1・2、市民交流センター、ことばの教室、プレイルーム、相談室、多目的ルーム、貸し室 | 617.0 |
| | スカイプラザ | 6階 VRメディア室 | 92.3 |
| 市民部 | 明日都浜大津 | 3階 多目的ホール、サークル活動、相談室2 | 762.3 |
| | | 2階 待合室、すこやか控室、運動実践室 トレーニングルーム | |
| 福祉子ども部 | 明日都浜大津 | 4階 市民交流サロン、展示コーナー | 666.4 |
| | | 3階 はいはいランド、くっきんぐランド、インフォメーションランド、製作コーナー、会議研修室 | |
| | | 1階 大会議室 | |
| 健康保険部 | 明日都浜大津 | 5階 大会議室 | 554.3 |
| | | 2階 研修室1・2、介護予防教室、国際交流事務室 | |
| 産業観光部 | スカイプラザ | 7階 音楽練習場2 | 511.7 |
| | | 6階 メディア体験館、交流コーナー | |
| 環境部 | 新館 | 1階 ロビー・展示コーナー、飲食コーナー | 150.4 |
| | スカイプラザ | 7階 音楽練習場1 (一部) | 88.9 |
| 都市計画部 | 明日都浜大津 | 5階 中会議室、いこいの広場 | 670.4 |
| | | 4階 小会議室、和室、多目的ホール、視聴覚室 | |
| 建設部 | 新館 | 6階 261 会議室 | 51.7 |
| | 明日都浜大津 | 3階 ばるランド、託児スペース、交流ホール | 255.6 |
| | | 2階 オープンスペース | |
| スカイプラザ | 7階 音楽練習場1 (一部) | 112.1 | |
| 議会局 | 新館 | 7階 特別会議室 | 139.5 |
| 教育委員会 | 明日都浜大津 | 3階 喫茶コーナー・サロン、乳幼児健診室、ほふく室、相談室1 | 483.7 |
| | | 1階 小会議室3、研修生室 | |
| 合計 | | | 5,696.6 |

皇子山陸上競技場及び皇子山球場については、外部からの支援者（自衛隊、警察、消防、ボランティア等）の活動スペースとして活用する。

また、代替施設や災害対策本部が使用できない場合にも活用するものとする。

表 皇子山陸上競技場、皇子山球場のスペースの活用

| 施設名 | 活用スペース | 面積 (㎡) |
|--------------|--|---------|
| 皇子山 陸上競技場 | 2階 役員室、来客室、貴賓室 | 1,211.0 |
| | 1階 会議室、審判員室、協議会役員室、男子更衣室、女子更衣室、トレーニング室 | |
| 皇子山球場 | 1階 選手控室、審判控え室、会議室、応接室 | 2,256.3 |

課題② 応急危険度判定の実施体制の確立

- ・非常時優先業務を実施する施設については、早急な応急危険度判定が必要となるため、応急危険度判定士の確保が必要である。

取組み2 応急危険度判定の実施体制の確立

発災直後より、非常時優先業務を実施する施設の全確認を早期に実施するため、応急危険度判定士の確保を図る。

また、応急危険度判定士が不足する場合は、「応急危険度判定・被災度区分判定調査実施マニュアル」に基づき、滋賀県に対して派遣を要請する。

表 滋賀県が締結している建築物応急危険度判定士の派遣に関する協定

| 職員応援に関する協定名 | 協定締結自治体等 |
|---|---|
| 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する要領 | 福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、滋賀県、京都市、大阪市、神戸市、堺市 |
| 中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会規約 | 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市 |

表 大津市が締結している防災拠点及び医療救護活動拠点の安全性判定作業に関する協定

| 職員応援に関する協定名 | 協定締結機関 |
|------------------------------|----------------------|
| 災害時における避難施設等のセーフティチェックに関する協定 | 公益社団法人 滋賀県建築士会大津支部 |
| | 公益社団法人 滋賀県建築士会湖西滋賀支部 |

2. 電力（非常用電源）・燃料

(1) 現 状

- ✓ 大規模地震により停電が発生することが予想され、琵琶湖西岸断層帯地震においては、本庁舎等の災害対応拠点施設の電力の復旧に3日間程度必要と想定されている。また、1週間後には概ね復電が完了する。
- ✓ 災害対策本部が設置される本庁舎や代替施設となる歴史博物館は、非常用電源及びその燃料が確保されているが、稼働時間は7時間未満となっている。
- ✓ 代替施設となる皇子山球場と皇子山陸上競技場は、非常用電源及びその燃料が未確保である。
- ✓ 非常用電源及びその燃料が確保されていない施設がある。
- ✓ 非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量の抑制が必要である。
- ✓ 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントが容易に識別できず、どのコンセントが使えるかの確認に手間取る可能性がある。
- ✓ 避難所等が設けられる施設については、災害時における電気設備の応急復旧等の応援に関する協定を締結している。
- ✓ 災害発生時における燃料の供給に関する協定は、大津商工会議所、大津北商工会及び瀬田商工会と締結している「災害時における生活物資の調達等に関する協定」がある。

(2) 課題と取組み

課題① 電力復旧までの非常用電源の活用

- ・ 本庁舎では非常用電源が確保されているが、確保されていない施設がある。

取組み1-① 非常用電源の確保

停電発生時でも最低限必要な電力を確保するため、非常用電源を確保する。

取組み1-② 非常用電源の起動方法の周知

非常用発電機は自動起動が基本であるが、手動による稼働方法について、訓練等において職員への周知を図る。

課題② 非常用電源用燃料の確保

- ・本庁舎では非常用電源の燃料が7時間分は確保されているが、災害対応拠点施設の電力復旧までに要する3日間分までは確保されていない。

取組み2 非常用電源用燃料の備蓄

燃料備蓄は、危険物として消防法の規制を受けたり、燃料の品質劣化の問題が生じてくる。このため、非常用電源の燃料については、供給に関する協定の締結や流通在庫備蓄等により、電力が復旧すると想定されている3日以上を確保する。

燃料備蓄の主な手法には「自己備蓄」「流通在庫備蓄」「防災協定」があり、各手法の概要は以下のとおり。

表 燃料備蓄の主な手法の概要

| 備蓄手法 | 概要 | メリット | デメリット |
|--------|---------------------|---|--|
| 自己備蓄 | 自己で燃料を備蓄する方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における迅速な対応 ・ 安定的な燃料確保が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに備蓄燃料貯蔵施設の整備が必要 ・ 燃料の品質劣化 ・ 危険物として消防法の規制を受け、取扱いに注意を要する |
| 流通在庫備蓄 | 燃料を市場で流通する形で備蓄する方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己備蓄に比べ低コスト ・ 災害時においても一定の安定供給が見込める | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管料等の費用がかかる ・ 災害により道路の通行に支障が生じた場合、燃料を調達できなくなるおそれがある |
| 防災協定 | 民間企業と協定を結び燃料を確保する方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方と協議での対応が可能 ・ 災害時における協力体制の整備が図れる | <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給量の不足が生じる可能性がある ・ 災害により道路の通行に支障が生じた場合、燃料を調達できなくなるおそれがある |

なお、災害対策本部が設置される本庁舎において、電力が復旧すると想定されている3日分の非常用電源の燃料必要量は以下のとおりとなる。

表 燃料備蓄の必要量

| 施設 | 非常用電源 | 燃料1リットルあたりの利用可能時間 | | 燃料必要量（3日分） |
|---------|--------|----------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 本庁舎本館 | 非常用発電機 | 0.0256時間/リットル (10時間/390リットル) | | 2,812.5リットル |
| 本庁舎新館 | 非常用発電機 | 地下 | 0.0205時間/リットル (8時間/390リットル) | 3,512.2リットル |
| | | 地上 | 0.0179時間/リットル (7時間/390リットル) | 4,022.3リットル |
| 本庁舎別館 | 非常用発電機 | 0.0282時間/リットル (11時間/390リットル) | | 2,553.2リットル |
| 本庁舎第二別館 | 非常用発電機 | 0.0036時間/リットル (7時間/1,950リットル) | | 20,000.0リットル |

※利用可能時間の（ ）内は、燃料が満タン時の稼働時間/燃料タンク容量

課題③ 電力の有効利用

- ・非常用電源の燃料に限りがあるため、装置使用時には電力消費量の抑制が必要となる。

取組み3-① 電力消費量抑制の徹底

電力の消費量を抑制し、有効利用するため、不要照明の消灯等を徹底するほか、ランタンや懐中電灯等を活用する。

取組み3-② 非常用電源から電力供給を受けられるコンセントの識別

非常用電源から電力供給を受けられるコンセントを特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにする。

課題④ 電力設備の早期復旧

- ・非常用電源では十分な電力が確保できない可能性があるため、電力設備の早期復旧が必要となる。

取組み4 電力設備の優先的な復旧の要請

電力事業者に対し、電力設備の優先的な復旧を要請する。

課題⑤ 停電時の業務継続体制の構築

- ・停電や非常用電源の使用時には十分な電力が確保できず、パソコンの使用等に制限がかかり、非常時優先業務の実施が困難となる場合が想定される。

取組み5 停電時の業務継続方法の確立

停電によりパソコンやシステム等が使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、あらかじめ業務マニュアルや申請書を印刷しておく等の対策を確立する。

3. 通信手段（電話等）

(1) 現 状

- ✓ 本庁舎においては、電話交換機の転倒防止対策等の不通防止対策が実施されているとともに、非常用電源、電話会社との緊急連絡手段が確保されている。
- ✓ 大規模地震時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、電話の復旧に1週間程度要すると想定される。
- ✓ 本庁舎においては、災害時優先電話等の通信手段が確保されているが、それらが確保されていない施設がある。

(2) 課題と取組み

課題① 通信環境の早期復旧

- ・大規模地震時には、設備故障による電話の不通が発生することや、輻輳により電話がつながりにくくなることが予想され、電話の復旧に1週間程度要すると想定される。

取組み1 通信環境の優先的な復旧等の要請

通信事業者に対して、電話等の通信環境の優先的な復旧を要請する。また、必要に応じて特設公衆電話の設置等をあわせて要請する。

課題② 災害時優先電話等の確保及び有効活用

- ・災害時優先電話等の通信手段が確保されていない施設がある。

取組み2-① 災害時優先電話の確保

災害時優先電話が確保されていない施設については、確保を図る。

取組み2-② 災害時優先電話の識別と有効活用の周知徹底

災害時優先電話を有効活用するために、災害時優先電話を特定し、ラベル貼付等の方法により容易に識別できるようにするとともに、原則として発信用として使用し、着信では使用しないよう周知徹底する。

取組み2-③ 複数の通信手段の確保と活用

必要に応じて、防災行政無線やデジタルMCA無線を活用するとともに、事前に各通信手段の使い方を学ぶ訓練を実施する。

4. 防災行政無線

(1) 現 状

- ✓ 平成 28 年度に防災行政無線のデジタル化を行う。
- ✓ 防災行政無線の操作方法について、訓練等を通じて周知する必要がある。

(2) 課題と取組み

課題① 防災行政無線の有効活用

- ・ 防災行政無線の操作方法について、訓練等を通じて周知する必要がある。

取組み1 防災行政無線の操作方法の周知

防災行政無線を使用した訓練等を通じて操作方法を周知し、災害対策本部事務局を中心とした職員が使用できるようにする。

5. 情報システム

(1) 現 状

- ✓ 情報システム課において、ICT部門の業務継続計画を平成23年10月に策定し、情報システムやネットワーク等の災害・事故対策等の整備を図っている。
- ✓ 重要システムの耐震対策及び重要データのバックアップ等は実施されている。
- ✓ 庁内ネットワークが被災し、機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。

(2) 課題と取組み

課題① 重要システムの早期復旧

- ・重要システムのバックアップデータの保管場所が外部委託先となっているため、復旧までに時間を要する可能性がある。

取組み1-① バックアップデータの早期復旧

重要システムのデータに被害が生じた場合を想定し、外部委託先とバックアップデータの早期復旧に関する契約内容の見直しを行い、災害時には優先的な復旧を要請する。

取組み1-② 外部データセンターの活用

重要システムの早期復旧のため、外部データセンターを活用する。

なお、データセンターとは、顧客のサーバーを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設であり、災害時でもサービスの提供に極力支障が出ないよう建物の耐震化や、停電等に備えた電源の確保（大容量蓄電池・自家発電装置の設置、電源供給系統の複数化）等の対策が行われている。

取組み1-③ 庁内ネットワークの早期復旧

庁内ネットワークの被災状況を迅速に確認・把握し、不具合箇所を早期に復旧する。

課題② 重要システムが使用できない場合の業務継続体制の構築

- ・庁内ネットワークが被災し、機器の破損や断線等により使用できなくなる可能性がある。

取組み2 重要システムが使用できない場合の業務継続方法の構築

被災により行政ネットワーク等の重要システムが使用できない場合でも可能な限り非常時優先業務を遂行できるよう、各部署において重要なデータのバックアップを定期的実施する等の体制を構築する。

6. 執務室の安全確保

(1) 現 状

- ✓ キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策は十分には実施されていない。
- ✓ キャビネット等の転倒やガラスの飛散により、人的被害や通路妨害等が発生する可能性がある。

(2) 課題と取組み

課題① キャビネット等の転倒やガラスの飛散による被害の予防

- ・キャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策は十分には実施されていない。

取組み1 キャビネット等転倒防止対策及びガラス飛散防止対策の実施

庁舎内の全てのキャビネット等の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策を実施する。

課題② 非常時優先業務を実施するための執務環境の確保

- ・キャビネット等の転倒やガラスの飛散により、人的被害や通路妨害等が発生する可能性がある。

取組み2 被災による執務環境への影響を最小限に留めるための配置の実施

キャビネット等の転倒やガラスの飛散が発生した場合の人的被害や通路妨害等を最小限に留められるようキャビネット等を配置する。

7. トイレ（職員用）

(1) 現 状

- ✓ 大規模地震発生時には、断水等によりトイレが使用できなくなることが予想され、琵琶湖西岸断層帯地震においては、1週間以上使用困難になると想定される。
- ✓ 職員用の仮設トイレ等の備蓄は一部を除いて行われておらず、仮設トイレ等を設置する場所の確保も行われていない。

(2) 課題と取組み

課題① 断水時でも使用可能な職員用トイレ及びその設置場所の確保

- ・大規模地震時には、断水等によりトイレが相当時間使用困難になると想定される。
- ・職員用の仮設トイレ等の備蓄は行われておらず、また、設置場所の確保も行われていない。

取組み1-① 職員用仮設トイレ及びその設置場所の確保

断水時でも使用できる職員用の仮設トイレ及びその設置場所の確保を図る。

8. 飲料水・食料等（職員用）

(1) 現 状

✓ 職員用の飲料水や食料等は一部を除いて確保されていない。

(2) 課題と取組み

課題① 職員用の飲料水や食料等の確保

- ・非常時優先業務に携わる職員用の飲料水や食料等の備蓄が必要である。

取組み1-① 各職員における飲料水や食料等の備蓄

各職員が大規模地震時に備えて飲料水、食料等を自宅及び職場に個人で備蓄を行う。また、参集時には出来るだけ3日分の飲料水、食料等を持参するよう周知する。

取組み1-② 職員用の飲料水や食料等の備蓄

飲料水や食料等を備蓄する。

9. 消耗品等（用紙等）

(1) 現 状

- ✓ 本庁舎の消耗品は、常時補充とし、用紙が約4ヶ月分、トナーが約3ヶ月分確保されている。
- ✓ 大規模地震に伴う応急業務の発生により、用紙やトナー等の消耗品の利用の増加が予想される一方、それらの調達が難しくなることが想定される。

(2) 課題と取組み

課題① コピー用紙やトナーの確保

- ・非常時優先業務の実施に伴って、通常時以上にコピー用紙などの消耗品が必要となり、不足する恐れがある。

取組み1-① 消耗品の在庫保有

平常時より、消耗品の使用量の把握を行い、各課が1ヶ月分程度の消耗品を確保する。

取組み1-② 平常時における納入業者との調整

平常時から納入業者とコピー用紙やトナー等が不足し業務継続が困難となる場合に直ちに確保できるよう協議しておく。

10. 公用車

(1) 現 状

- ✓ 大規模地震に伴う応急業務の発生により、公用車の利用が増加することが予想される。
- ✓ 駐車場の被災等により公用車の使用が困難となる可能性がある。
- ✓ 大規模地震時には車両の燃料が不足する可能性があるが、ほとんどの施設では燃料の備蓄は行われていない。
- ✓ 北消防署では給油施設を整備し、消防車両用の燃料を自己備蓄している。

(2) 課題と取組み

課題① 公用車の代替手段の活用

- ・駐車場の被災等により公用車の使用が困難となる可能性がある。

取組み1-① 原動機付自転車や自転車の積極的な活用

公用車の代替手段として、原動機付自転車や自転車を積極的に活用する。

課題② 公用車の燃料の確保

- ・大規模地震時には車両の燃料が不足する可能性がある。

取組み2 公用車の燃料の備蓄

消防法等の関係法令を遵守の上、協定の締結や流通備蓄等により公用車の燃料を確保する。
また、公用車の燃料を平常時より可能な限り満タン給油しておくよう周知する。

課題③ 公用車の効果的な運用体制の確保

- ・応急業務の発生により、公用車の利用が増加することが予想される。

取組み3 駐車場の被災防止

駐車場の地震による被災や浸水の可能性のある施設については、被災しない場所へ駐車場を移転する。

第3節 主な取組みの実施

今後実施予定の主な取組みは、以下のとおりである。

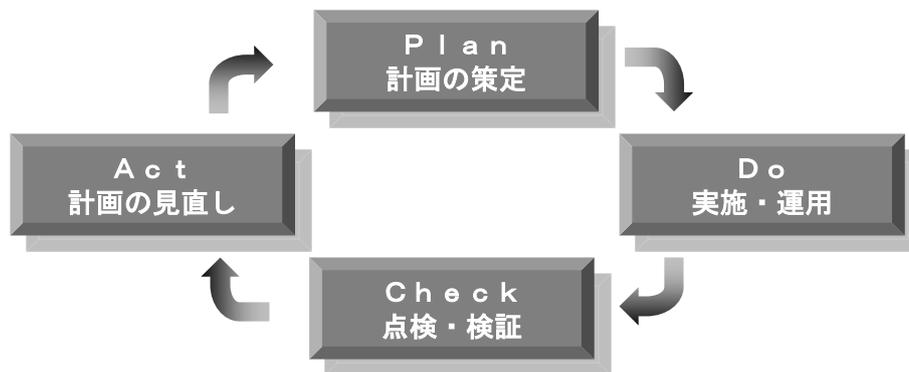
表 主な取組み

| 項目 | 内容 | 実施主体 | 完了予定 |
|-----------------|---|----------|---------|
| 職員の確保 | 受援計画の策定 | 危機・防災対策課 | 平成29年度中 |
| 本庁舎 (本館、別館) | 代替スペースの確保 (新館一部、スカイプラザ、明日都浜大津) | 関係所属 | 平成28年度中 |
| 電力・燃料 | 災害対応拠点の非常用電源の確保とその燃料の備蓄 | 施設所管課 | 平成31年度中 |
| 通信手段 | 災害時優先電話の確保 | 施設所管課 | 平成29年度中 |
| 飲料水・食料 (職員用) | 職員用飲料水や食料の備蓄 (職員2,000人×3食×3日分=18,000食) 3年計画 | 危機・防災対策課 | 平成32年度中 |
| トイレ (職員用) | 職員用仮設トイレの確保 (職員2,000人÷100人/1基=20基) | 管財課 | 平成29年度中 |
| 公用車 | 公用車燃料の確保 | 管財課 | 平成30年度中 |

第6章 業務継続計画の継続的な改善

第1節 教育・訓練、点検、是正等

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に遂行するために、P D C Aサイクルを通じて、本計画を適宜見直し・更新を行い、業務継続体制の向上を図る。



(1) 業務継続計画の策定 (P l a n)

本計画の策定後も、事務事業の見直しや人事異動及び機構改革等に伴い業務継続に関する状況は変化することが見込まれるため、定期的に見直しを行い、本計画の更新を行う。

なお、更新の際は以下の状況を踏まえ行う。

- ① 本市域への影響が考えられる地震被害想定を更新又は新たな実施
- ② 地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合
- ③ 事務事業又は事務分掌の見直し
- ④ 人事異動及び機構改革
- ⑤ 訓練や実際の災害対応において明らかとなった課題

(2) 実施・運用 (D o)

① 業務継続計画の周知

本計画に基づき非常時優先業務を円滑に実施するためには、全庁的な対応が必要であり、全職員が業務継続の重要性や各自の役割を理解する必要があるため、職員への研修や組織間の情報共有等を通じ、本計画の周知徹底を図る。

② 部局別災害対応マニュアルの更新

本計画を踏まえ、各部局において作成する災害対応マニュアルの内容に業務開始目標時間の考え方を導入する等により、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

③ 訓練の実施等

本計画を踏まえた訓練の実施や、実際の災害対応等を通じて、計画の有効性・妥当性の検証を行うとともに、新たな課題の発見等を図る。

④ 対策の実施

本計画において挙げられた業務継続に係る課題への対策について、全庁的な取組または様々な組織単位での取組として、実施について検討し、業務継続体制の向上を図る。

(3) 点検・検証 (Check)

実施・運用 (Do) を踏まえ、計画の実効性等に係る問題点の抽出、課題の検討を適宜行う。

(4) 業務継続計画の見直し (Act)

点検・検証 (Check) により抽出された課題等に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第7章 検討を要する課題

第1節 避難所の円滑な運営の検討について

(1) 現 状

平成23年3月に発生した東日本大震災の課題では、発災後、仙台市内（約105万人）で最大約10万人以上が避難するなど仙台市が想定していた規模をはるかに上回る数の避難所が必要となった。区役所の職員だけでは対応が困難であったため、総務局の調整により本庁等の職員を交代で避難所へ派遣し運営したと報告されている。先の熊本地震でも同様の事態が見受けられた。

東日本大震災以降、国の災害対策基本法が順次改正され、“自助・共助”での取り組みが新たな課題として浮かび上がった。内閣府からは「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月）が示された。本市においても「大津市避難所運営マニュアル」を順次更新しているところである。

平成28年4月に発生した熊本地震では、現場の人員が不足し、ボランティアの活用が課題となった。また、福祉避難所の受け入れ体制についても、協定を結んでいる施設への問合せが殺到するなど、現場も混乱し受け入れ体制が整わなかった。国では「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月）を策定したところである。

さらに、車中泊避難も課題となった。車中泊については、国が平成28年5月時点で新たな指針等を策定する検討に入ったところである。

(2) 今後の方向性

本市においても、琵琶湖西岸断層帯地震で最大44,000人の避難者が発生することが想定されていることから、避難所の運営のあり方について、以下の検討が必要である。

① 避難所への人員配置

平成28年度から市内の避難所となっている小中学校に避難所担当者を事前に定め、避難所開設時には専任担当として避難所運営にあたることとしている。今後も避難所への人員配置のあり方について検討していく。

② 地域と連携した避難所運営体制

“自助・共助”での取り組みが重要であることから、避難所運営に必要な体制整備や機器の確保などについて地域の関係者と協議を進めている。

③ ボランティアの活用

ボランティアやNPO等は機動力や被災者のきめ細かなニーズへの対応、企業は専門的な対応を行うことが期待される。ボランティアの受け入れ態勢について社会福祉協議会等と連携を図る。

④ 福祉避難所の受け入れ体制

市民に福祉避難所の位置付けについて周知を図る。また、要配慮者の避難生活を支援するため必要となる専門的人材等の人的支援が得られるよう関係団体や事業者と連携を図る。

⑤ 車中泊者への対応

車中泊避難については、国が新たな指針等を策定する検討に入ったところであり、大型駐車場の把握や、エコノミークラス症候群を防ぐ効果がある弾性ストッキングの備蓄等が検討されているため、本市も適切に対応を図る。

第2節 緊急物資の集配等の検討について

(1) 現 状

平成28年4月に発生した熊本地震の教訓においては、支援物資が一時期に大量に届き、受ける側の市町村が物資の分配機能を十分に果たせず、避難所に物資が行き渡らない状況に陥った。

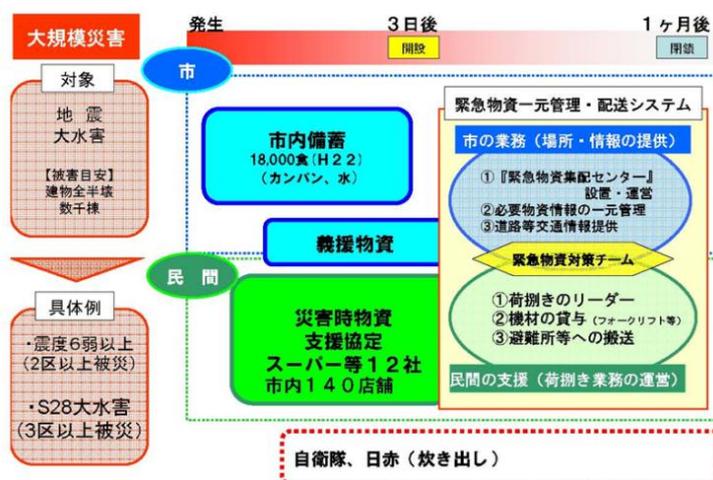
このように既往の大災害発生後においては、被災者に物資が十分に届かない事例がよく見受けられる。これは、救援物資の量が不足していることが主な原因ではなく、緊急物資の集配機能そのものの仕組みが行政の通常業務の中に存在しないことに起因している。

このため、本市においても災害時の緊急物資の集配等について検討していく必要がある。

参考までに、緊急物資の集配等に関する先進事例としては、北九州市における「緊急物資一元管理・配送システム」がある。

北九州市では、発災後およそ3日間は、既存の市内備蓄物資及び協定によるスーパー等からの特別調達により、避難生活のための必要物資の供給を行い、発災から4日目以降における避難所での多様なニーズへの対応に伴う物資調達や、大量の緊急物資等の処理が必要になるため、これらの緊急物資を一元管理するシステムを導入している。

このシステムでは、物資集配センターを設置し、緊急物資の受け入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までが一元管理されている。物資集配センターの運営は、市関係局から構成される横断的な組織に民間の宅配事業者を加えたチームで編成されている。



出典：北九州市消防局

(2) 今後の方向性

本市においても、このような先進事例等を参考としつつ、緊急物資の集配等のあり方について、以下の検討が必要である。

① 物資の集積所の拡充（現在4か所指定）

物資の集積所については、市内に分散して配置することが大災害時のリスク回避につながるため、地形条件等を踏まえ、さらなる拡充を図る。

② 緊急物資の集配機能の検討

緊急物資の集配機能そのものの仕組みが行政の通常業務の中に存在しないため、どのような集配機能が必要なのか、検討を行う必要がある。

③ 連携・協力体制の構築（県、市、事業者）

物資の集配を円滑に実施するためには、県、市、事業者の連携・協力体制が必要であるため、大災害時の役割分担等について予め定めておく必要がある。

④ 学区の拠点としての市民センターの活用

物資の集配において、必要な物資や物資が不足している指定避難所等の情報が必要となることから学区の防災拠点としての役割を担う市民センターについても、災害対策本部と指定避難所等との情報の共有を図る。

第3節 災害廃棄物の処理対応の検討について

(1) 現 状

平成 28 年 4 月の熊本地震により発生した災害廃棄物の処理対応については、大津町の例では 1 か所目の災害廃棄物仮置場がすぐに満杯となり、2～3 か所目が必要になったことを踏まえ、人口が大津町の 10 倍規模の本市では、より多くの災害廃棄物仮置場が必要と考えられる。

現在、地域防災計画により災害廃棄物仮置場の候補となる都市公園等を 52 箇所選定している。

また、災害廃棄物の中には、食品系廃棄物や農林・畜産廃棄物など、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する可能性のある廃棄物があり、その対策に向けて環境省が 4 月 18 日に事務連絡（周知）を行ったところである。

具体的には、日常生活圏への影響を低減する方法として、①腐敗する可能性のある災害廃棄物を分別すること、②速やかに中間処理を行うこと、③日常生活圏への影響が少ない位置とすることが掲げられている。

災害廃棄物の適切な処理が遅延した場合、円滑な復旧・復興の妨げとなるばかりか、周辺環境への悪影響が波及する恐れがある。災害による処理対応の遅延を防ぐため、熊本地震の教訓等を踏まえ、事前に検討すべき項目を明らかにしておく必要がある。

(2) 今後の方向性

本市においても、熊本地震等の教訓を踏まえ、滋賀県マニュアル等との整合を図りつつ、災害廃棄物の処理対応のあり方について、以下の検討が必要である。

①発生する災害廃棄物量の推計（種類、必要面積等）

災害廃棄物の処理対応に際しては、その前提条件として、発生する災害廃棄物の種類と量を想定する必要があるため、その種類及び量に関する推計を図る。

②仮置場の選定（処理能力、候補地）

膨大な量が発生することが予想される災害廃棄物を処理するためには、発生量に応じた規模の仮置場が必要となるため、土地条件等の制約を考慮し、候補地の選定を図る。

③連携・協力体制の構築（県、市、事業者）

災害廃棄物の処理対応を行うためには、県、市、事業者の連携・協力体制が必要であるため、大災害時の役割分担等について予め定めておく必要がある。

④搬入出の概略ルートの検討（配車等）

搬入・搬出及び運搬作業を確実かつ円滑に行うとともに、緊急輸送道路等における道路啓開の方針とも調整をとりながら、搬入出に係る概略ルートの検討を行う必要がある。